

## 事後調査の結果

調査項目（廃棄物）

### 1. 調査事項

#### (1) 予測した事項

工事の施行に伴い発生する建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分の方法等

#### (2) 予測条件の状況

- ・ 施工の状況（施工工程）
- ・ 建設廃棄物の状況（建設廃棄物の発生量、再利用の状況、処理・処分の状況）
- ・ 建設発生土の状況（建設発生土・浚渫土の発生量、再利用の状況、処理・処分の状況）

#### (3) 環境保全のための措置の実施状況

### 2. 調査地域

調査地域は、工事の施行により、廃棄物等が発生する事業区域内とした。

### 3. 調査手法

#### (1) 調査時点

建設廃棄物、建設発生土が排出される全期間（平成28年度～平成29年度）とした。

#### (2) 調査地点

##### ア. 予測した事項

事業区域内とした。

##### イ. 予測条件の状況

事業区域内とした。

##### ウ. 環境保全のための措置の実施状況

事業区域内とした。

#### (3) 調査方法

##### ア. 予測した事項

工事関係資料（産業廃棄物管理票（マニフェスト）等）により整理した。

##### イ. 予測条件の状況

工事関係資料（産業廃棄物管理票（マニフェスト）等）により整理した。

ウ. 環境保全のための措置の実施状況

現地確認（写真撮影等）及び工事関係資料により整理を行った。

4. 調査結果

(1) 事後調査の結果の内容

ア. 予測した事項

(ア) 建設廃棄物

工事の施行に伴う建設廃棄物の発生量、排出量、再資源化量及び処理・処分方法は、表8-1に示すとおりである。

表8-1(1) 建設廃棄物の状況（平成28年度）

区 分	発生量 (m <sup>3</sup> )	排出量 (m <sup>3</sup> )	再資源化量 (m <sup>3</sup> )	処理・処分方法
アスファルト舗装材	5,860	5,860	5,860	再資源化施設への搬出
コンクリート塊	5,755	5,755	5,755	再資源化施設への搬出
アスファルト・ コンクリートがら	2,035	2,035	2,035	再資源化施設への搬出
伐採樹木	1,155	1,155	1,155	再資源化施設への搬出
排泥	14,886	14,866	14,866	再資源化施設への搬出
廃プラスチック類	19	19	19	再資源化施設への搬出
鉄・金属くず	8	8	8	有価売却

表8-1(2) 建設廃棄物の状況（平成29年度）

区 分	発生量 (m <sup>3</sup> )	排出量 (m <sup>3</sup> )	再資源化量 (m <sup>3</sup> )	処理・処分方法
アスファルト舗装材	6,165	6,165	6,165	再資源化施設への搬出
コンクリート塊	5,209	5,209	5,209	再資源化施設への搬出
アスファルト・ コンクリートがら	0	0	0	再資源化施設への搬出
伐採樹木	185	185	185	再資源化施設への搬出
排泥	21,788	21,788	21,788	再資源化施設への搬出
廃プラスチック類	102	102	102	再資源化施設への搬出
鉄・金属くず	33	33	33	有価売却

(イ)建設発生土、浚渫土の状況

工事の施行に伴う建設発生土及び浚渫土の発生量、排出量、再資源化量及び処理・処分方法は、表8-2に示すとおりである。

表8-2(1) 建設発生土及び浚渫土の状況（平成28年度）

区 分	発生量 (m <sup>3</sup> )	排出量 (m <sup>3</sup> )	再資源化量 (m <sup>3</sup> )	処理・処分方法
建設発生土	—	—	—	—
汚染土壌	68,552	68,552	68,552	汚染土壌処理施設への搬出
浚渫土	46,706	46,706	46,706	建設発生土有効利用事業（東京湾奥部の埋め戻し）における有効利用

表8-2(2) 建設発生土及び浚渫土の状況（平成29年度）

区 分	発生量 (m <sup>3</sup> )	排出量 (m <sup>3</sup> )	再資源化量 (m <sup>3</sup> )	処理・処分方法
建設発生土	3,706	3,706	0	新海面処分場の埋め立て用材として有効利用
汚染土壌	157,953	157,953	157,953	汚染土壌処理施設への搬出
浚渫土	266,723	266,723	266,723	建設発生土有効利用事業（東京湾奥部の埋め戻し）における有効利用

イ. 予測条件の状況

調査時の陸上工事（掘割構造、接続部構造）、海上工事（沈埋トンネル構造）の状況は、表8-3に示すとおりである。

表8-3(1) 陸上工事及び海上工事の状況（平成28年度）

調査時期 項目		平成28年度			
		春季(第1四半期)	夏季(第2四半期)	秋季(第3四半期)	冬季(第4四半期)
陸上工事	10号地	準備工	準備工	準備工 土留工	土留工 掘削工 躯体構築工
	中防内側	準備工	準備工	準備工 土留工	準備工 土留工 躯体構築工
海上工事			準備工 浚渫工	準備工 浚渫工	準備工 浚渫工

表8-3(2) 陸上工事及び海上工事の状況（平成29年度）

調査時期 項目		平成29年度			
		春季(第1四半期)	夏季(第2四半期)	秋季(第3四半期)	冬季(第4四半期)
陸上工事	10号地	躯体構築工 埋戻工	準備工 躯体構築工 掘削沈下工 中埋め・内部構築工 埋戻工	準備工 躯体構築工 掘削沈下工 中埋め・内部構築工 埋戻工	準備工 躯体構築工 掘削沈下工 中埋め・内部構築工 埋戻工
	中防内側	躯体構築工 土留工	躯体構築工 掘削沈下工 中埋め・内部構築工 土留工	躯体構築工 掘削沈下工 中埋め・内部構築工 土留工	躯体構築工 中埋め・内部構築工 埋戻工
海上工事		準備工	準備工 浚渫工	準備工 浚渫工	準備工 浚渫工

ウ. 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表8-4に示すとおりである。

なお、廃棄物に関する苦情はなかった。

表8-4 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置	実施状況
建設廃棄物については、分別や再資源化施設等を活用した再資源化等を行い、廃棄物発生量を抑制するとともに、可能な限り再利用・再生利用を図る。	建設廃棄物については、分別や再資源化施設等を活用した再資源化等を行い、廃棄物発生量を抑制するとともに、可能な限り再利用・再生利用を図った。
掘削工事等に伴って発生する建設発生土については、現場内及び建設副産物情報交換システム等を利用した再利用や新海面処分場の埋立用材等での有効活用を図り、廃棄物発生量を削減する。	掘削工事等に伴って発生する建設発生土については、現場内及び建設副産物情報交換システム等を利用した再利用や新海面処分場の埋立用材等での有効活用を図り、廃棄物発生量を削減した。
浚渫工事に伴って発生する浚渫土については、工事の施行前に底質調査を行い、受入先の受入基準や水底土砂に係る判定基準等を遵守した上で、建設発生土有効利用事業（東京湾奥の深掘部への埋戻し）等において活用する。	浚渫工事に伴って発生する浚渫土については、工事の施行前に底質調査を行い、受入先の受入基準や水底土砂に係る判定基準等を遵守した上で、建設発生土有効利用事業（東京湾奥の深掘部への埋戻し）等において活用した。
建設廃棄物及び建設発生土の再利用及び処分に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」、「土壌汚染対策法」等の関連法令及び条例、並びにガイドライン等の目標・施策等に基づき、適切に対応する。	建設廃棄物及び建設発生土の再利用及び処分に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」、「土壌汚染対策法」等の関連法令及び条例、並びにガイドライン等の目標・施策等に基づき、汚染土壌運搬船により運搬し、適切に対応した（写真8-1）。
建設廃棄物のうち、建設混合廃棄物については、現場における分別容器等を設置し、わかりやすい標示を行い分別したものが混合しないように集積する。	建設廃棄物のうち、建設混合廃棄物については、現場における分別容器等を設置し、わかりやすい標示を行い分別したものが混合しないように集積した（写真8-2）。



写真8-1 汚染土壌の海上輸送状況



写真8-2 廃棄物の分別

(2) 予測結果と事後調査の結果との比較検討

ア. 建設廃棄物

評価書時の現況調査と事後調査を比較した結果は、表8-5に示すとおりである。

建設廃棄物の状況は、評価書ではアスファルト舗装材約0.2万 $\text{m}^3$ 、コンクリート塊約0.2万 $\text{m}^3$ 、排泥約2.5万 $\text{m}^3$ と予測されている。

調査期間中においては、アスファルト舗装材12,025 $\text{m}^3$ 、コンクリート塊10,964 $\text{m}^3$ 、アスファルト・コンクリートがらが2,035 $\text{m}^3$ 発生したが、いずれも再資源化施設に搬出した。このほか、伐採樹木、資材の梱包材等で発生した廃プラスチック類についても再資源化施設に搬出した。発生した廃プラスチック類は破碎して代替燃料として利用される。鉄・金属くずについては有価売却を行った。

事後調査の結果、廃棄物の平成28～29年度の累計量は評価書段階では想定されなかった旧仮護岸、地中埋設物が確認されたことによるコンクリート塊等の増加、さらに土留における鋼矢板及び連続地中壁の欠損部に高圧噴射攪拌工を施行することにより排泥が発生したことにより予測結果を上回ったが、いずれも分別や再資源化施設等を活用した再資源化を行い、廃棄物の再資源化率の目標値を達成していた。事業の着手後に確認され、撤去した旧仮護岸（地中支障物）については、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、再資源化処理施設へ搬出するとともに、マニフェストにより搬出量の適正管理を行った。

表8-5 建設廃棄物の予測結果と事後調査結果の比較

区 分	予測結果		事後調査結果		
	発生量 ( $\text{m}^3$ )	再資源化率 (%)	発生量 ( $\text{m}^3$ )	再資源化 量 ( $\text{m}^3$ ) 率 (%)	
アスファルト舗装材	約2,000	95	12,025	12,025	100
コンクリート塊	約2,000	95	10,964	10,964	100
アスファルト・ コンクリートがら	—	—	2,035	2,035	100
伐採樹木	—	—	1,340	1,340	100
排泥	約25,000	90	36,654	36,654	100
廃プラスチック類	—	—	121	121	100
鉄・金属くず	—	—	41	41	100

注：発生量は調査期間である平成28年度と平成29年度の合計値を示す。

#### イ. 建設発生土、浚渫土の状況

評価書時の現況調査と事後調査を比較した結果は、表8-6に示すとおりである。

建設発生土及び浚渫土の状況は、評価書では建設発生土約46万 $\text{m}^3$ 、浚渫土約62万 $\text{m}^3$ と予測されている。

調査期間中の結果では、建設発生土3,706 $\text{m}^3$ 、浚渫土313,429 $\text{m}^3$ が発生したが、建設発生土は新海面処分場の埋め立て用材、浚渫土は東京湾奥部の埋め戻しとして有効利用した。

このほか、評価書時には想定されなかった汚染土壌が226,505 $\text{m}^3$ 発生した。これらは建設汚泥として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」、「土壌汚染対策法」等の関連法令及び条例、並びにガイドライン等の目標・施策等に基づき、汚染土壌運搬船により、指定された汚染土壌処理施設（再資源化施設）に搬出し、適切に運搬・処理を行った。

事後調査の結果、建設発生土、浚渫土の発生量は予測の範囲内であり、再資源化率の目標値を達成していた。

表8-6 建設発生土、浚渫土の予測結果と事後調査結果の比較

区 分	予測結果		事後調査結果		
	発生量 ( $\text{m}^3$ )	再資源化率 (%)	発生量 ( $\text{m}^3$ )	再資源化	
				量 ( $\text{m}^3$ )	率 (%)
建設発生土	約46万 $\text{m}^3$	92	3,706	3,706	100
汚染土壌	—	—	226,505	226,505	100
浚渫土	約62万 $\text{m}^3$	92	313,429	313,429	100

注：結果は調査期間である平成28年度と平成29年度の合計値を示す。